

イラクとアフガニスタンからの米帰還兵にとって「最も重要な問題」は「自殺」。30%が自殺を考えたことがあり、37%は実際に自殺した仲間がいる。「米イラク・アフガニスタン退役軍人会(IAVA)」

による最新の調査結果は、心を病む帰還兵の現実をあらためて浮き彫りにする。帰還兵の一人は「もっと広くこの問題を知ってほしい」と訴えている。  
(ニューヨーク・吉枝道生)

# 米帰還兵の自殺深刻

昨年まで死者「考えた」は30%  
2.7万人以上



▲ イラク南部の砂漠で、夜間演習を前に夕日を背景に武装車両の上を歩く米兵IIAP

会員二十七万人のIAVAは、同種の超党派組織としては全米最大。会員を対象とした調査で、「最も重要な問題」の設問に昨年か「自殺」の選択肢を加えたところ、今年の調査ではトップとなった。「メンタルヘルスの選択肢は過去にもあったが、トップになったことはなかった。回答者のうち45%は、自殺を図った帰還兵を知っており、37%は実際に命を絶った仲間がいる。

テキサス出身のデレク・コイさん(36)は、海兵隊員としてイラクに行った。「帰国してからは、過去八十九万の電話・メール相談で、過去八十九万の電話を受け付けていた」と言う。イラクの体験を分かち合う人がいない。周囲に理解してくれない」と IAVA の調査で

帰還兵の自殺の全体像は把握されていない。米退役軍人省によると、統計を取り始めた一九九九年以降、昨年までに少なくとも二万七千人の退役軍人が自殺している。さらに三万四千人の自殺者が退役軍人で出た。「他の帰還兵」と仲良くなって「実はある可能性があり、全容はつかめない」と話す。相手も「俺もそうなんだ」と話して「統計には過去のすべての戦争が含まれており、イラク、アフガニスタンに限った数字はなぐも受けた。退役軍人省による」

## イラクから帰国 海兵隊員「常に衝動」

は、帰還兵の93%がこの相談の存在を知っているが、「必要に応じて利用する」との回答はわずか37%。コイさんは自らの経験から「自分には助けが必要だ」と認めるのは難しい」と説明する。国側は「助けを求めることは弱さの表れではない」と呼びかけるが、将来への影響などを考え、助けを求めない例も多い。コイさんの知る帰還兵も、他人に心を打ち明けずに死を選んだ。コイさんは「イラク、アフガニスタン退役軍人会(IAVA)」

メンタルヘルズ相談 利用に迷いも

GLOBAL VIEWS

# 1日20人戦死超す自殺

## 米兵と家族の戦後



①

自殺する帰還兵は1日当たり平均20人。

2001年9月11日の米同時多発テロから、まもなく18年。「報復」を名目に始まったイラクとアフガニスタンでの戦争が、米社会

に深刻な問題を突き付けている。自ら命を絶つ年間7千人以上の元兵士の数は、両戦地での米軍戦死者の累計約6700人をはるかに上回る。

兵士たちはなぜ自殺するのか。アフガニスタンとイラクに派遣された米軍兵士は200万人を超え、そのうち60万人以上が心的外傷後ストレス障害(PTSD)などに苦しむ。

イラクに2度派遣された元陸軍曹ダニール・オニールさん(37)の所属した部隊

では、9人が戦死し、米国防衛後に15人が自殺した。自身もPTSDに悩まされ、これまでに2度、自殺を図った。「毎日、毎日、頭の中でぐるぐると回り続ける怒りや罪悪感…。命を絶つ以外に、逃げ道がなかったんだよ」

母国に戻り、取り戻せるはずだった日常。だが、彼らの「戦争」に終わりはなかった。

3面に続く

# 暑さ、音…消せぬ記憶

## 襲う異変「戦地から悪魔連れ帰った」

### 米兵と家族の戦後

1面から続く

2003年から06年にかけて、イラクに2度派遣された

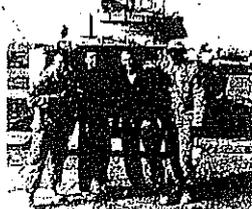


トニー・オニールさん(左)と妻のフォーンさん。交え合ってきた2人。トニーさんは「今では妻はPTSDの専門家だよ」

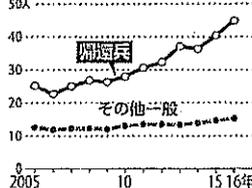
下:2006年、イラクの首都バグダッド近郊で(左から2人目がオニールさん、本人提供)

9・11後の主な出来事

2001年9月11日	米同時多発テロで約3千人が死亡
10月	米国などの有志連合が「対テロ戦争」としてアフガニスタンを攻撃
03年3月	米軍などがイラクを空爆
06年12月	フセイン元大統領が処刑される
09年2月	オバマ大統領がアフガニスタンに米軍1万7千人の増派発表
11年5月	米軍がバクスターンでワザリ、ベリンラディン容疑者を殺害
12月	米軍がイラクから完全撤退
15年2月	帰還兵自殺防止法が成立



18~34歳の10万人あたりの自殺者数



た元陸軍曹長トニー・オニールさん(37)はカリフォルニア州在住。には悪魔を離れない記憶がある。駐屯地で次の出撃に備えていた時だ。無敵から救済要請が聞こえた。攻撃を受け、1人の下半身が吹き飛んだと伝えるパニック状態の部下の声。だが、車両の準備が整わない。「助けに行かなければあいつらが死ぬ。思い出すたび、怒りと焦りに駆られ、動悸が激

しくなる。「あの時の暑さや音、そして臭い。何年たっても、細部まで鮮明なままなんだ」

**血を嗜く仲間**

建設会社で働いていた01年9月、ニューヨークの世界貿易センターに爆弾が突っ込む瞬間をテレビで目にした。「自分が敵と戦えば、罪のない市民は攻撃されないと聞いた。すぐに上司に電話し、会社を辞めて

て軍に入ると伝えた。勇んで乗り込んだイラクの地。空爆支援隊を率いる前哨隊の任務の現場は、激戦だった。目の前で仲間が血を嗜み、爆弾で手足を飛ばされ死んでいった。同僚の血や肉片がついた軍用靴を洗うと、部下に命じなければならなかった。自爆テロ直後の現場には、幼いイラク人の子供の遺体がいくつも転がっていた。

戦場での体験は、極度の緊張、そして悔恨。06年12月に帰還した直後は「何が戦えるか」で悩んでいたが、心身の異変が目を覚ましていく。妻のフォーンさん(41)との間には9歳から13歳の4人の子供がいる。ある日、家族でドライブ中にタイヤが首を立ててパニックした。それだけで爆弾が爆発した時と同じように反応し、全身から汗が噴き出し、何分間も手の震えが止まらない。突然暴走した車を止めることもできなかった。フォーンさんは「夫が怖かった。子供を守らなければと必死だった」と振り返る。

**「全て壊れた」**

孤独だった。戦場には仲間がいたが家にはいない。家族にも弱さを見せられないうと感じていた。「軍は戦争に行く方法が教えてくれたが、日常に戻るとか教えることがなかった。僕はただ、途方に暮れていた。12年の夏、トニーさんは薬を大量に飲み、自殺を試みた。「もしジェットコースターのよちな生活をさせたくない」と帰還後に妻に話

### 自殺対策 効果上がらず

帰還兵の自殺をどう防ぐのか。米政府は対応を急ぐものの、有効な手だてを見いだせていない。

オバマ前大統領の署名により、帰還兵自殺防止法が成立したのは2015年。トランプ大統領は「驚異的な帰還兵の自殺率は悲劇だ」と訴え、今年3月に自殺防止対策委員会の創設を命じる大統領令に署名した。退役軍人省は自殺防止を最優先課題に掲げる。

だが効果は上がっていない。同省のレポートによると、18~34歳の帰還兵の自殺者は近年、急増傾向だ。

支援団体「全米イラク・アフガニスタン帰還兵の会」(IAVA)によると、米国では第2次大戦やベトナム戦争でも退役軍人が抱える精神的疾患や障害は報告されてきた。ただ戦地での経験とPTSDの関連性、その影響の大きさがはつきり認識されたのは、イラクとアフガニスタンの帰還兵からだという。

話したのは、家族への愛を伝えたかったからだ。一命は取り留めたが「怖がられるまじらなり、全ての人間関係も家庭も壊れていった。感情をコントロールできない自分を恥しく感じ、悔んでいた」という。

その後、フォーンさんは心的外傷後ストレス障害(PTSD)の本を必死に読み、夫を支えた。病院に付き添い、症状は改善したかに見えたのに、トニーさんは今年2月、自宅カレッジで首つり自殺を図った。フォーンさんは思い知らされたという。「夫がイラクから連れ帰った悪魔は、決して消え去らないのだ」

トニーさんは今、帰還兵を支援する「ハンディマン」

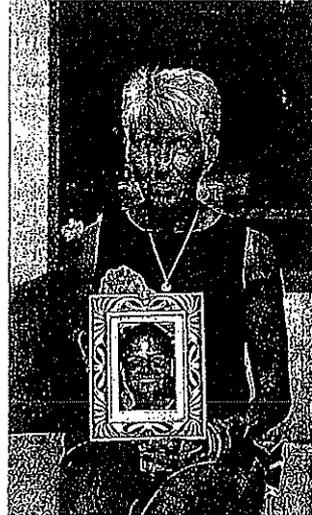
18年近く続く戦争に疲弊する米兵。「戦地」への若者の派遣は、安全保障関連法が成立して間もなく4年になる日本も無縁ではなくなりつつある。米国の帰還兵と家族の戦後を通して、ワシントン駐在の平畑功一が文、写真とも担当し、(9)回連載します。

# 奪われた「人生の喜び」

## 家族と兵士の戦後



南樺太シニア州の静かな湖のほとりに立つ一軒家。独りで暮らすニア・シュトクリさん63は、今もスマートフォンに保存された動画を抱きしめるように見つめる。2012年10月の終わり。最期カイルさんとキッチンに並び、ハロ



⑥自らに飾られていたカイルさんの写真を手にするニア・シュトクリさん。「心流みはる過ぎない」  
⑦6歳の誕生日を迎えたカイルさん。カワボリーになるのが嬉しかったワニさん提供

ウィーンのランタン用カボチャを飾る笑顔の2人。長女が撮ってくれた30秒ほどの動画は私の宝物なの。これがあの子と過ごした最後の楽しい時間だったから」

突然の電話で  
21歳だったカイルさんの戦死を知らせる電話は、その動画を撮った約半年後、13年6月1日の夜、別居し

ていた夫からだった。「ソニア、実はカイルのことなんだ。受話器を握りしめたまま、あの電話は記憶にない。急ぎよ向かった夫の家に軍服を着た兵士2

人が立っていた。「本当にカイルなんでしょうか。間違ではないのですか。ソニアさんは自衛隊兵士を前に泣き崩れ、何度も「フー」と金切の声をあげた。

「母さん、いいニュースと悪いニュース、どちらが聞きたい」とカイルさんが電話をかけてきたのは、その2日前だ。いいニュースを告げる時、腕の荷物一つ一つ進むにつれ「あの

国を知らせてきた。時間がないうちに帰ったのだ。行かなきゃ」と突然電話は切れた。「悪いニュースの中身も聞けぬまま、それが最後だ聞いた声だった。軍によって1層に執り行われたカイルさんの葬儀の前、ソニアさんは棺の中を見ることもできなかった。あの子の体はほらほらに

なってしまうから、見せてと言えなかつた」  
抱きながらまてをまげたいと思った出産直後のこと。乳飲み子の頃もあまり泣かなかったこと。動物が好きでカワボリーになるのが嬉しかったこと。離れが子はもういないんだと思

さの墓下で即席犠牲者追悼式(15日)と呼ばれる手廻り演習が催された。

「母さん、いいニュースと悪いニュース、どちらが聞きたい」とカイルさんが電話をかけてきたのは、その2日前だ。いいニュースを告げる時、腕の荷物一つ一つ進むにつれ「あの

国を知らせてきた。時間がないうちに帰ったのだ。行かなきゃ」と突然電話は切れた。「悪いニュースの中身も聞けぬまま、それが最後だ聞いた声だった。軍によって1層に執り行われたカイルさんの葬儀の前、ソニアさんは棺の中を見ることもできなかった。あの子の体はほらほらに

なってしまうから、見せてと言えなかつた」  
抱きながらまてをまげたいと思った出産直後のこと。乳飲み子の頃もあまり泣かなかったこと。動物が好きでカワボリーになるのが嬉しかったこと。離れが子

### 郡政府が式典

国に命をささげた兵士の遺族を「ゴールド・スター・ファミリー」と呼んでたえる米國。15年には地元郡政府が、潮にかかる自宅近くの橋にカイルさんの名を冠し、盛大な記念式典も開いてくれた。  
ソニアさん自身、自分ではない誰かのために尽くそうとしたカイルさんの意思、無理に入隊を止めても不満を抱えて生きてたろうと思

うからだが「同時に恐ろしく悲しい」と語った。6年たっても「痛いほどの苦しみ」が毎日、心に滲かんでくる。子供を戦争で失うことがどれほど悲惨か。それは人生の喜びを全て奪った。



# 戦いの果て 何が残る

2001年の同時多発テロ以降、イラクとアフガニスタンに派遣された200万人を超える米兵たち。帰還後の自殺者が絶えない背景に何があるのか。米政府はとうとう向き合おうとしているのか。ニューヨークにある帰還兵の民間支援団体「全米イラク・アフガニスタン帰還兵の会」(IAVA)の本部を訪ねた。

(ワシントン駐在 平畑切二)

現在、IAVAには帰還兵 43%が「自殺を考えたことがある」と回答している。長38は、帰還兵の自殺が相次ぐ現状を「国家的危機」ともかかわらず、メンバーの77



米兵と家族の戦後 番外編

## 不十分なケア

多くは「国家として自殺防止の取り組みが進展しているとは思わない」と不満を感じている。海兵隊員としてアフガニスタンに派遣された経験を持つリンジー・ロッドマン広報部長は、約1000人の米兵が、帰還兵はこうした医療機関を政府の給付を受けながら受診で

## 民間支援団体に聞く



「帰還兵に適切な精神治療を提供する人員が不足している」と指摘するIAVAのロッドマン広報部長

同団体が07年に自殺防止プログラムを開始。帰還兵への医療提供の充実を図ってきたが、ロッドマン氏は「適切な精神医療を提供できるスタッフ不足している。治療望み、病院の駐車場で自殺するのを待つようにもなっている」。

実際、米社会では「駐屯地自衛」(米メディア)と呼ばれる深刻なケースも多数報告されている。帰還兵が適切な治療を受けられないことに絶望し、病院の駐車場で自殺するのだ。

多くの帰還兵は、経済的に疎外感を感じている。連邦政府から約束通りの手当を受け取っている。回答したのは18%にすぎない。

## 医療スタッフ不足 経済的にも苦境に

「相対的にも置かれている」という。IAVAはロシアやトルコなどの専門員による相談ホットラインを開設しているが「相談の80%は経済的困窮、帰還後の雇用で正当な待遇を受けられないと感じる人が多い」(ロッドマン氏)。

米ウォールストリート・ジャーナル紙によると、帰還兵の3分の2近くが帰還後の再就職について「軍人としての賃金が民間の労働市場で良くて意味での競争のコストを反映されていない」

## 本当のコスト

国のために戦った多くの兵士が、社会で取り残されている現状。米国防総省は17年、イラクとアフガニスタンなどでの戦費が1兆5千億(約160兆円)に達したと発表したが、ロッドマン氏は「帰還兵への長期にわたる十分なケアを考えると、本来は3兆5千億が必要はず」と指摘。その上、米軍は「兵士が負った精神的、肉体的な傷を長期にわたってサポートするのが国家の責任。本

# 南スーダン派遣隊員に心の不調

## 不眠や音への恐怖心

### 10次隊「成果報告」で判明

2016年7月に南スーダンの首都ジュバで大規模な戦闘が発生した直後、現地で国連の平和維持活動（PKO）に従事していた自衛隊員に不眠やイライラなどのストレス症状が多く出ていたことが、本紙が入手した派遣部隊の内部文書で判明しました。

### 政府軍襲撃の情報も

本紙が情報公開請求で入手している。2016年7月から12月まで南スーダンに派遣された第10次派遣隊が活動した第10次派遣隊が作成した「成果報告」。第10次派遣隊が活動した期間の現地情報と部隊の活動概要、成果、提言などが記されています。

ジュバでは、「睡眠への不安が最も多く、入眠障害・中途覚醒の症状が多くあった。次に多かった事案が、音への恐怖心であり、ドアを閉めた際の音や、あらゆる大きな音に対して過剰に反応し、その音がイライラへと繋がって隊員間のストレス要素となった」となっています。

「成果報告」は、当時の戦闘の状況を記している。UNTPC地区（UNTPC地区）に歩兵大隊隊内には3発の迫撃砲弾が落下、内1発に5名の負傷者が発生した。UNTPC地区には、UNTPC地区に歩兵大隊隊内には3発の迫撃砲弾が落下、内1発に5名の負傷者が発生した。UNTPC地区には、UNTPC地区に歩兵大隊隊内には3発の迫撃砲弾が落下、内1発に5名の負傷者が発生した。

### 帰国後の自殺も警戒

戦闘が収束した後、派遣隊は隊員のストレス状況を把握するためにメンタルヘルスチェックを実施。強いストレスを受けた隊員へのカウンセリングも実施された。



メンタルヘルスチェックの結果を記した文書

発生も予想される事から、

「PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発生し、すぐに処置が必要だ」とも記されていますが、今後のメンタルケアが重要だと指摘されています。

「PTSD（心的外傷後ストレス障害）を発生し、すぐに処置が必要だ」とも記されていますが、今後のメンタルケアが重要だと指摘されています。

トップ > ニュース > 記事

## イラク派遣隊員29人が自殺 帰還隊員らが語ったPTSDの恐怖

2015.8.20 07:00 週刊朝日 #安倍法制 #安倍政権  
PR【無料プレゼント】初心者が投資をはじめの前に学ばべき、3つのこと



サマワの砲撃地に入る自衛隊員（2004年）（c）朝日新聞社

2016年2月に安保法制が施行され、南スーダンPKOで自衛隊の武器使用が拡大。安倍政権が描く青写真が国会で暴露され、衝撃が走った。イラクへの派遣で自衛隊の自殺者は29人にのぼる。その上、武器使用で死のリスクも増し、「捨て駒にされる」と隊員らは訴える。

イラク戦争では、政府はサマワ地域を「非戦闘地域」とし、復興支援活動に03年から09年まで自衛隊を派遣。自衛官に死者は出なかったものの、帰国後に精神面で変調をきたし、自殺した例が多数報告されている。

6月5日、民主党の阿部知子衆院議員が提出した質問主意書への回答で、政府はイラク特措法に基づいて派遣された約5600人の陸上自衛隊員のうち21人、約3600人の航空自衛隊員のうち8人が、在職中に自ら命を絶っていたことを明らかにした。

10万人当たりで換算すると、陸上自衛隊のイラク帰還隊員の自殺者数は38.3人。これは、一般職の国家公務員の21.5人、自衛官全体の33.7人（いずれも13年度）に比べても高い値だ。過去に自衛隊員のメンタルヘルスを担当した防衛省関係者はこう話す。

「派遣前に精神面で問題なしとして選抜された隊員がこれほど自殺しているというのは、かなり高い数字。しかも、これは氷山の一角で、自殺にいたらないまでも、精神面で問題を抱えている隊員が多くいるはず」

その詳細は公表されていないが、29人の自殺者の中には、幹部らも含まれることが、関係者の証言で明らかになっている。

1 2 次のページ

▶ 安保法制、安倍政権 をもっと見る

Recommended by Yahoo! JAPAN

カーシェア上級者の「さすが」な使い方もとめ  
カーシェアラボ(提供リンク)

「10種類の味わい」定番から変わり種まで豊富な具材  
BlackBoard×世田谷自然食品(提供リンク)

大手ナノテク企業が開発した育毛剤が40〜50代に選ばれる理由とは？  
life2×ホソカワマイクロ化粧品(提供リンク)

50代男性「やめときゃよかった…」抜け毛につながる8つの要因  
青毛男のハウツー情報byシーエスシー(提供リンク)

ソーシャルメディアでAERA dot.をフォロー

フォローする 7,632人のフォロー 6 フォロー 222

トップ &gt; ニュース &gt; 記事

## イラク派遣隊員29人が自殺 帰還隊員らが語ったPTSDの恐怖

2015.8.20 07:00 週刊朝日 安保法制 安倍政権



サマウの激戦地に入る自衛隊員（2004年）（c）朝日新聞社

Q社大

一人は04年から05年までイラクに派遣された、当時40代の衛生隊長（2佐）だ。家族の反対があったものの、医師として現地に赴き、自衛隊員の治療だけでなく、現地で病院の運営も手伝い、時には徹夜の作業が続くこともあった。

それが、イラクから帰還した後うつ病を発症。やがて自殺願望が出るようになった。首をくくって自殺未遂をしたこともあった。

治療のために入院したが病状は改善せず、最期は自らの太ももの付け根をメスで切り、自殺した。遺書はなかったという。

そして当時30代の警備中隊長（3佐）は、05年に妻を残したまま、車内に練炭を持ち込み、自殺した。警備中隊長は百数十人の警備要員を束ね、指揮官を支える役割で、この中隊長の部隊はロケット弾、迫撃砲などの攻撃を数回受けたほか、市街地を車両で移動中、部下の隊員が米兵から誤射されそうになったこともあったという。

中隊長は帰国後、日米共同訓練の最中に、「彼ら（米兵）と一緒にいると殺されてしまう」と願ぎ出したこともあったという。

第1次カンボジア派遣施設大隊長を務めた元東北方面総監の渡邊隆氏は言う。

「カンボジアへの派遣以降、海外に派遣された自衛隊員で自殺をした人は59人います。PTSD（心的外傷後ストレス障害）は個人に影響があると考えないといけない。『弱い』と言ってしまったら、そこで終わってしまうのです」

（本誌・西岡千史、長倉克枝／今西憲之、横田一）

※週刊朝日 2015年8月28日号より抜粋

1 2

▶ 安保法制、安倍政権をもっと見る

Recommended by Yahoo! JAPAN

大手ナノテク企業が開発した育毛剤が40～50代に選ばれる理由とは？  
[F&M×ホンカワモクロン化粧品(提供リンク)]

汚れた大腸を左右する、乳酸菌よりも重要なものとは  
[日清ファルマ(提供リンク)]

実は痒としやすいおなかの腫防、その方法  
[ライオン(提供リンク)]

太陽光投資、実際に契約してみた。  
[エコスタイル(提供リンク)]

ソーシャルメディアでAERA dot.をフォロー

いいね! 8,428

フォローする

7,632人のフォロワー

G+

フォロー

222

# 兵士を守る

## 自衛隊にオンスマンを

### 三浦耕喜

# 兵士を守る

## 自衛隊にオンスマンを

### 三浦耕喜



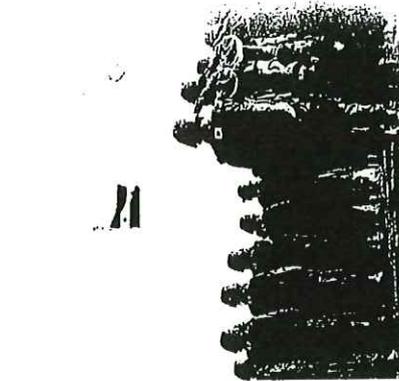
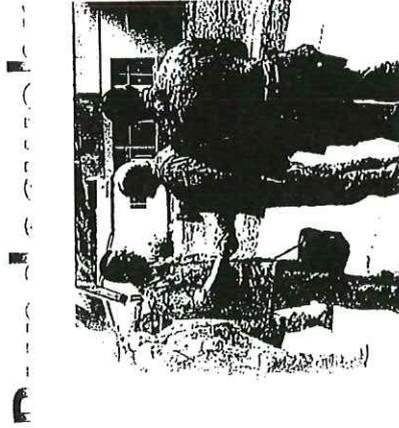
9784861822964



1920031018005

ISBN 978-4-86182-296-4  
C0031 Y1800E

定価：本体1800円＋税  
作品社



作品社

作品社

兵士を守る  
自衛隊にオンブズマンを

2010年7月23日 第1刷印刷  
2010年7月30日 第1刷発行  
著者——三浦耕喜

発行者——高木有  
発行所——株式会社作品社  
〒102-0072 東京都千代田区麻田橋 2-7-4  
tel 03-3262-9753 fax 03-3262-9757  
郵便口座 00160-3-27183  
<http://www.asplaza.co.jp/akuhinsha/>

組版・装丁——有限会社閻月社  
印刷・製本——シナノ印刷(株)

ISBN978-4-86182-296-4 C0031  
©Tokyo Shimbun Koki Mura 2010

著丁・刷丁本はお取替えいたしません  
定価はカバーに表示してあります

著者紹介

三浦耕喜 (みうら・こうき)

1970年、岐阜県生まれ。

京都大学経済学部卒。

中日新聞(東京新聞)入社後、前橋支局、渋川通信部から政治部へ。  
政治部では、官邸、国会、自民党、防衛庁(当時)、衆参憲法調査会などを担当。  
ベルリン特派員をへて、現在、防衛省担当。著書に「ヒトラーの特攻隊」(作品社)。

## ドイツ連邦共和国【軍事監察委員に関するもの】

### ドイツ連邦共和国基本法

第四十五b条 議会による統制を行う場合に、基本権を保護し、および連邦議会の補助機関として、連邦議会の軍事監察委員が任命される。詳細は連邦法でこれを定める。

### 連邦議会軍事監察委員法 (Gesetz über der Wehrbeauftragter des Bundestages)

第一条 (目的) 軍事監察委員は基本法第四十五b条の任務を遂行しなければならない。

### 第二条 (活動)

(1) 軍事監察委員は連邦議会国防委員会の指示により、特定事項の調査を行う。連邦議会または連邦議会国防委員会は、これらのものの調査の対象とならない事項に限り、指示

を与えることができる。軍事監察委員は申請により審査結果について個別に報告しなければならない。

- (2) 軍事監察委員は連邦議会議員の通報、兵士の不服申し立て、またはその他の方法により知り得た事情で、兵士の基本権または内面指導に因する原則の侵害と考えられるものが存在する場合にのみ、裁量に従って活動する。軍事監察委員は事後審査の結果について、個別事項に関する報告または全体報告の枠内で連邦議会に報告する。
- (3) 軍事監察委員は暦年の終了後、文書による全体報告を行う。

### 第三条 (権限)

軍事監察委員は、委託された目的を遂行するために以下の権限を有する。

- (1) 軍事監察委員は、連邦国防大臣およびこれに属するすべての機関、個人から報告を求め、文書の閲覧を要求することができる。この要求は、機密保護の義務に基づき根拠がある場合に限り、拒否することができる。
- (2) 軍事監察委員は関係省庁に關係事項の処理のための機会を与えることができる。
- (3) 軍事監察委員は刑事手続き、懲戒手続きを開始する権限を持つ機関に、關係事項について通知することができる。
- (4) 軍事監察委員は、連邦軍のすべての部隊、参謀部、管理部および関連する組織を常に

通告なく訪問することができる。

- (5) 軍事監察委員は連邦国防大臣に対して連邦軍内の懲戒権の行使について、連邦司法大臣および州司法大臣に対して刑事裁判の実施に関する統計報告を求めることができる。
- (6) 軍事監察委員は軍事監察委員の目的に関連のある刑事手続きや懲戒手続きについて、公衆に非公開でも、その手続きに立ち会うことができる。軍事監察委員は起訴検察官と同様に資料を閲覧する権利を有する。

**第七条 (兵士の不服申し立て権)** すべての兵士は個人として勤務を中断することなく、直接に軍事監察委員に申し立てる権利を有する。軍事監察委員に申し立てを行ったことを理由に、懲戒処分その他の不利益な処分を受けることがあってはならない。

**第八条 (匿名の申請)** 匿名の申請および不服の申し立てについては、処理をしない。

**第九条 (氏名の告知)** 軍事監察委員が不服申し立てに基づいて活動する場合、裁量により、不服申し立ての事実および不服申立人の氏名を告知することができる。不服申立人から要望があり、かつその要望が法律上の義務に反しない限り、氏名の告知は行われるべきではない。

第十三条 (軍事監察委員の選出) 連邦議会は秘密投票により定数の過半数で軍事監察委員を選出する。

#### 第十四条 (資格・任期・再選)

- (1) 連邦議会の選挙権を有し、満三十五歳以上のすべてのドイツ人は軍事監察委員の被選挙資格を有する。
- (2) 軍事監察委員の任期は五年とする。再選は認められる。
- (3) 軍事監察委員は、他に有給の公務、営業、職業活動を行い、営利事業体の役員会および監督役または連邦もしくは州政府もしくは立法府に属してはならない。
- (4) 軍事監察委員は就任にあたって基本法第五十六条に定める宣誓を連邦議会において行う。
- (5) 軍事監察委員はその在職中、軍務を免除される。

#### 第十六条 (事務局)

- (1) 軍事監察委員は連邦議会に勤務する場所を置く。軍事監察委員は連邦議会議長の監督に服する。
- (2) 軍事監察委員は、その任務遂行のために必要な補助者を使用することができる。補助者は軍事監察委員の監督に服する。これらの補助者は軍事監察委員の提案に基づいて連

邦議会議長により任免される。

- (3) 軍事監察委員の予算は、連邦議会の予算に計上される。

#### 【兵士の権利に関するもの】

##### 基本法第十七三条 (兵役に関する基本権の制限)

兵役または代替役務を行う者に対しては、兵役または代替役務を行う期間中、言語、文書、図画によって意見を自由に表明・流布する基本権、集会の自由の基本権、および他者と共同して誓願や苦情を申し立てる権利を認める場合の請願権を制限する旨を、兵役および代替役務に関する法律で定めることができる。

#### 兵員法 (Soldatengesetz)

第六条 (兵士の市民権) 兵士はすべての他の市民と同等の権利を有する。兵士の権利は、軍事的勤務の要請の範囲内において、法律に定められた義務に基づき制限される。

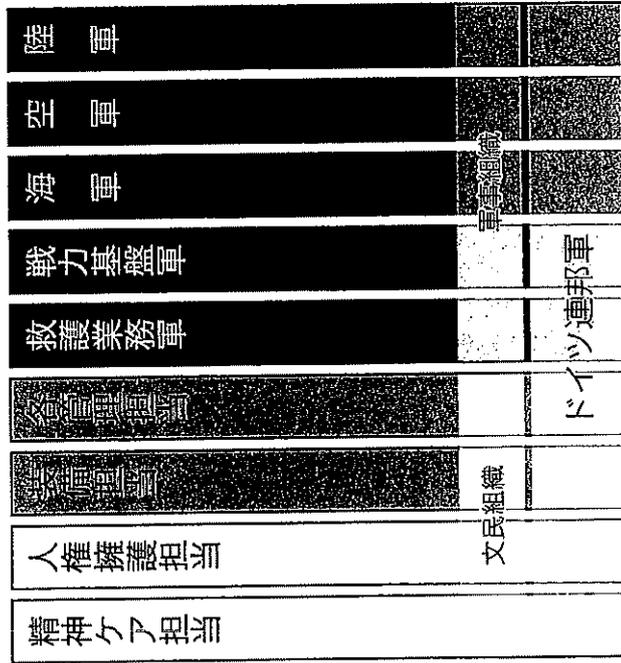
## 第十二条 (服従)

- (1) 兵士は上官に従わなければならない。兵士は最大限の力で、命令を完全に良心的にかつ遅滞なく実行しなければならない。ただし、命令が人間の尊厳を侵し、勤務目的のために与えられたものでない場合には、それに従わなくても不服従とはならない。
- (2) 命令は、それによって犯罪が行われるであろう場合には、兵士は命令に従ってはならない。にもかかわらず命令に従った場合は、そのことを兵士が知っているか、またはそれによって犯罪行為が行われることが兵士の知りうる状況のもとで明らかである場合にのみ兵士は責任を負ふ。

ドイツ連邦軍の組織図



Bundeswehr



ドイツ国防省ホームページより参照

苦情の処理に関する訓令を次のように定める。

昭和37年11月1日

防衛庁長官 志賀健次郎

苦情の処理に関する訓令

改正

昭和48年11月27日庁訓第 60号  
昭和59年 6月30日庁訓第 37号  
昭和60年 4月 6日庁訓第 19号  
平成 9年 1月17日庁訓第 1号  
平成13年 1月6日庁訓第 2号  
平成18年 3月27日庁訓第 12号  
平成18年 7月28日庁訓第 83号  
平成19年 1月 5日庁訓第 1号  
平成19年 8月30日省訓第145号  
平成27年10月 1日省訓第 39号

(苦情申立て)

第1条 隊員は、自衛隊において自己の受けた取扱いが不法又は不当であると考えるときは、上官にその旨を申し出て不法又は不当な取扱いの是正その他の苦情の救済を求めるほか、これに関して、この訓令に定めるところにより、苦情申立てを行なうことができる。

(用語の意義)

第2条 この訓令において「処理」とは、申し立てられた苦情で理由がないと認められるものについてはこれを放棄し、理由があると認められるものについては隊員が受けた不法又は不当な取扱いの是正その他隊員の苦情の救済のために必要な措置をとることをいう。

(苦情申立ての方法)

第3条 苦情申立ては、勤務に支障のない時間において、苦情処理者又はその指定する部内の職員に対し書面又は口頭により行なうものとする。

- 2 前項の書面には、当該隊員が署名押印しなければならない。
- 3 口頭による苦情申立てを受けた者は、その申立ての内容を書き取り、これを当該隊員に読み聞かせ誤りのないことを確認したうえ、署名押印させなければならない。
- 4 苦情申立てに際しては、用語が不謹慎にわたることのないようにしなければならない。

5 第1項の苦情受理者は、別表の部署に勤務する者についてそれぞれ同表に掲げる者とする。ただし、別表に掲げる者及びその者の直近の部下の苦情受理者は、別表に掲げる者の直近の直属上官とする。

(苦情申立ての期間)

第4条 苦情申立ては、苦情を申し立てようとする事実のあつたことを知つた日の翌日から起算して60日以内に行なわなければならない。ただし、やむをえない理由があつたときは、この限りでない。

(苦情調査委員会)

第5条 苦情受理者は、苦情申立てがあつたときは、すみやかに苦情調査委員会を設け、苦情申立てに係る事案をこれに調査させるものとする。

2 苦情調査委員会の委員は、3人又は5人とし、事案の調査に公正な立場で参加することができる者と認められる者のうちから苦情受理者が指名する。

3 苦情受理者は、委員のうち1人を委員長に指名するものとする。

4 委員長は、事案の調査を指揮し、その進行をはかる。

(事案の調査)

第6条 苦情調査委員会は、苦情申立てのあつた日から60日をこえない範囲内のできる限りすみやかに事案について必要な調査をしなければならない。

(苦情の処理の手續)

第7条 苦情受理者は、申し立てられた苦情に関し自ら行政上の措置をとる権限を有する場合は、苦情調査委員会が調査を完了した日から30日以内に、苦情調査委員会の調査の結果を尊重して、苦情を処理するものとする。

2 苦情受理者が、前項の権限を自ら有しない場合は、自己の意見に前条の調査の結果を添えて直ちにその権限を有する者に通知しなければならない。

3 前項の通知を受けた者は、通知を受けた日から30日以内に、苦情受理者の意見及び調査の結果を尊重して、苦情を処理し、処理の結果を苦情受理者に通知するものとする。

4 前項の場合において、苦情受理者の意見又は苦情調査委員会の調査の結果に従うことができないときは、その理由を附さなければならない。

(処理結果の通知)

第8条 苦情受理者は、苦情の処理の結果及びそのような処理がされた理由を直ちに苦情を申し立てた隊員に書面で通知しなければならない。

(再度の苦情申立て)

第9条 前各条の手續により苦情の処理がされた後においてなお苦情がある者は、第3条に定めるところに従い再度の苦情申立てを行なうことができる。

2 再度の苦情申立ては、隊員が前条の通知を受けた日の翌日から20日以内に行なわなければならない。ただし、やむを得ない理由があつたときはこの限りでない。

3 苦情受理者は、再度の苦情申立てがあつた場合において、当初の苦情申立てが第7条第1項の規定に該当するものであつたときは自らの直近の直属上官に、同条第2項の規定に該当するものであつたときは処理をした者の直近の直属上官に、直ちに、再度の苦情申立てに至る経緯その他参考となる事項を通知し、その苦情の処理を求めなければならない。

- 4 前項の規定により苦情の処理を求められた者は、30日以内に従前の経緯その他前項の規定により苦情受理者から通知された事項を参照して、当該苦情を処理し、処理の結果を苦情受理者に通知するものとする。
  - 5 前条の規定は、再度の苦情申立てについて準用する。
  - 6 苦情受理者は、第4項の規定により通知を受けた処理の結果を、順序を経て、防衛大臣に報告するとともに、当初の苦情申立てを処理した者に通知しなければならない。  
(命令その他の措置の効力)
- 第10条 苦情申立ては、命令その他の措置の効力又はその執行若しくは続行を妨げない。  
(苦情申立ての制限)
- 第11条 苦情申立ては、自衛隊法第6章に定める行動を命ぜられている間は、行なうことができない。
- 2 前項の行動の期間は、第4条及び第9条第2項に定める期間に算入しない。  
(不利益な取扱いの禁止)
- 第12条 苦情申立てを行なったことを理由として、隊員に対し不利益な取扱いをしてはならない。  
(委任規定)
- 第13条 この訓令の実施に関し必要な事項は、防衛省本省の施設等機関の長、幕僚長、情報本部長、防衛監察監、地方防衛局長及び防衛装備庁長官が防衛大臣の承認を得て定める。

#### 附 則

この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則 (昭和48年11月27日庁訓第60号)

この訓令は、昭和48年11月27日から施行する。

附 則 (昭和59年6月30日庁訓第37号) (抄)

1 この訓令は、昭和59年7月1日から施行する。

附 則 (昭和60年4月6日庁訓第19号)

この訓令は、昭和60年4月6日から施行する。

附 則 (平成9年1月17日庁訓第1号)

この訓令は、平成9年1月20日から施行する。

附 則 (平成13年1月6日庁訓第2号) (抄)

1 この訓令は、平成13年1月6日から施行する。

附 則 (平成18年3月27日庁訓第12号)

1 この訓令は、平成18年3月27日から施行する。

附 則 (平成18年7月28日庁訓第83号)

1 この訓令は、平成18年7月31日から施行する。

附 則 (平成19年1月5日庁訓第1号) (抄)

1 この訓令は、平成19年1月9日から施行する。

附 則 (平成19年8月30日省訓第145号) (抄)

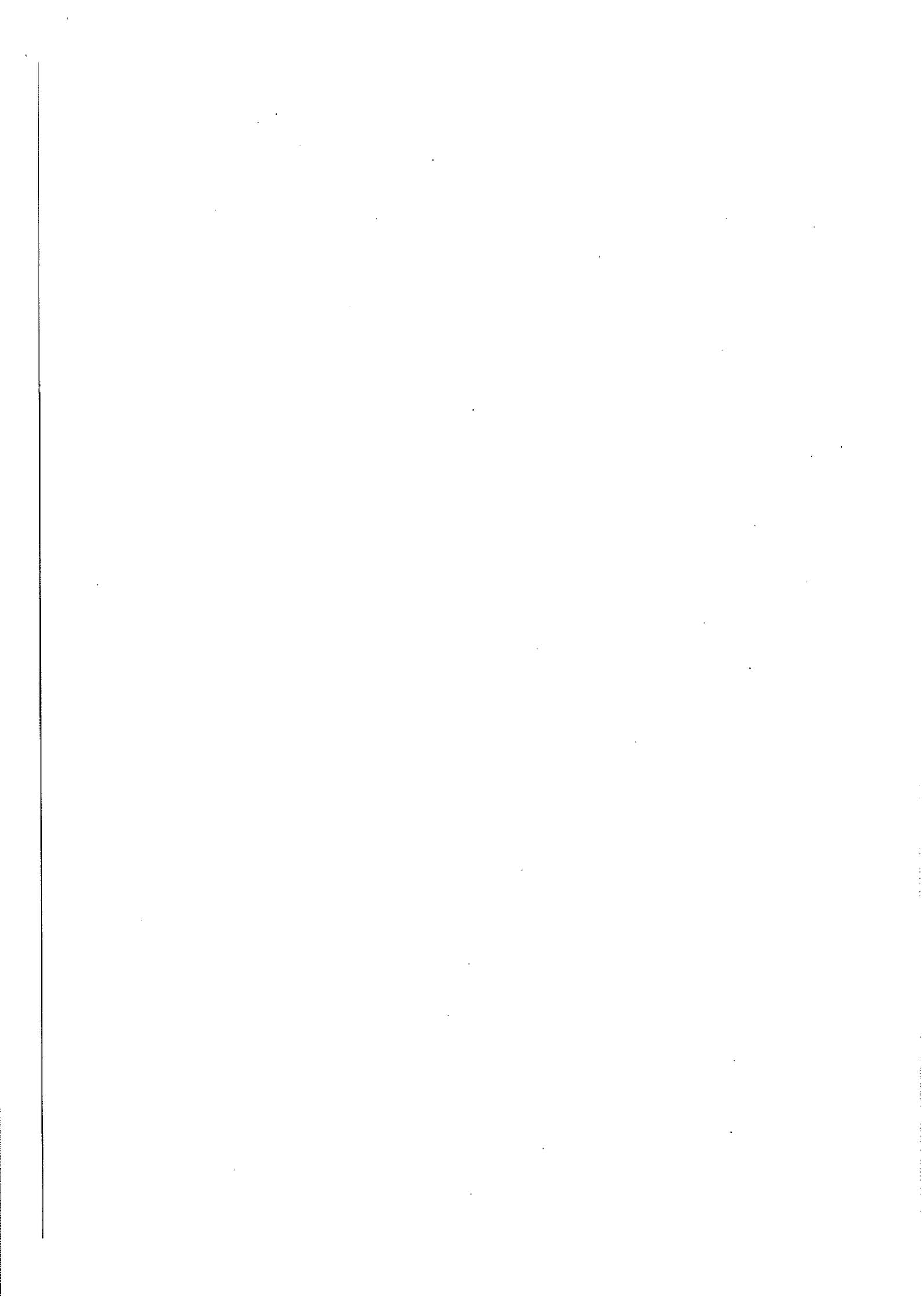
1 この訓令は、平成19年9月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日省訓第39号）（抄）

- 1 この訓令は、平成27年10月1日から施行する。

別表（第3条関係）

部 署		苦 情 受 理 者
防衛省本省の 内部部局	防衛省本省の内部部局	官房長
防衛省本省の 施設等機関	防衛大学校	防衛大学校長
	防衛医科大学校	防衛医科大学校長
	防衛研究所	防衛研究所長
統合幕僚監部	統合幕僚監部	統合幕僚長
	統合幕僚学校	校長
陸上自衛隊	幕僚監部	幕僚長
海上自衛隊	部隊及び機関	部隊及び機関の長。ただし、その職が編制上3佐以下の者をもって充てることとされている場合は、幕僚長が定める場合を除き、編制上2佐以上の者をもって充てることとされている最も近い上級の部隊及び機関の長（そのような部隊及び機関がない場合は幕僚長）
航空自衛隊		
情報本部	情報本部	情報本部長
防衛監察本部	防衛監察本部	防衛監察監
地方防衛局	地方防衛局	地方防衛局長
防衛装備庁	防衛装備庁（研究所及び先進技術推進センターを除く。）	防衛装備庁長官
	防衛装備庁の研究所及び先進技術推進センター	所長



# ○苦情の処理に関する達

昭和 38 年 2 月 18 日

海上自衛隊達第 14 号

改正 昭和 60 年 12 月 21 日 海上自衛隊達第 28 号 [防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達 6 条による改正]

平成 19 年 1 月 9 日 海上自衛隊達第 1 号 [防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達第 16 条による改正]

平成 20 年 4 月 30 日 海上自衛隊達第 36 号 [海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達第 11 条による改正]

平成 23 年 4 月 1 日 海上自衛隊達第 11 号 [防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達第 12 条による改正]

苦情の処理に関する訓令（昭和 37 年防衛庁訓令第 76 号）第 13 条の規定に基づき、海上自衛隊における苦情の処理に関する達を次のように定める。

## 苦情の処理に関する達

### （目的）

第 1 条 この達は、海上自衛隊における苦情の処理に関する訓令（以下「訓令」という。）の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

### （苦情の範囲）

第 2 条 苦情申立ての対象となる事案は、法律、命令、訓令その他の規定に照らして不法又は不当な取扱いを指すものとし、次に掲げる事項は除かれるものとする。

（1）勤務環境の改善に関する事項

（2）昇任、補職及び勤務の種類等についての単なる不満に関する事項

2 自衛隊法（昭和 29 年法律第 165 号）第 49 条第 1 項に規定する審査請求又は異議申立ての対象となる事案及び他の法律により救済のみちが開かれている事案については、原則として、当該法律の定めるところによる。

### （秘密の保持）

第 3 条 苦情の処理に関して知り得た個人の秘密に関する事項を他に漏らしてはならない。

### （苦情の申立て）

第 4 条 訓令第 3 条第 1 項に規定する苦情申立ては、勤務に支障のない時間において、次に掲げる事項を明らかにして、書面又は口頭によつて行うものとする。

（1）所属

- (2) 階級（職務の級）、氏名及び生年月日
- (3) 苦情を申し立てようとする事実のあつたことを知つた日
- (4) 苦情の内容
- (5) 苦情申し立ての日

2 前項各号に掲げる事項を欠いた申立てを受けた苦情受理者又はその指定する者は、苦情申し立てを行なう者（以下「申立人」という。）に対して質問を発する等の方法により補正するものとする。

3 集団若しくは連名又は代理人をもつてする苦情の申立ては行なうことができない。

(苦情受理者)

第5条 配置指定権者たる部隊、機関の長は、その編成上の階級を問わず苦情受理者となる。

(苦情受理者の指定する者)

第6条 訓令第3条第1項により、苦情受理者が、職員の指定を行なう必要があるときは、人事担当部課の長（海上幕僚監部にあつては監察官）又は苦情受理者の直近下位の部下を指定するものとする。

2 苦情受理者は、前項により指定した者に苦情の処理に関する事務を行なわせることができる。

(苦情調査委員会)

第7条 苦情調査委員会の委員は、あらかじめ選任しても、苦情受理のつど選任してもよいが、いずれの場合においても、原則として、申立人より下位の階級又は職務の級の者を調査に参加させてはならない。

2 苦情の調査は、申立人のほか、その事案の関係者又は参考人について書面又は口頭により行うものとする。

3 前項の調査にあつては、関係者又は参考人は、必要な協力をしなければならない。

(処理結果通知書)

第8条 苦情受理者が、訓令第7条第1項の規定により苦情の処理を行なつたとき及び同条第3項の規定による通知を受けたとき、並びに訓令第9条第4項の規定による通知を受けたときは、申立人に対し、別紙様式第1による苦情処理結果通知書を交付するものとする。

(苦情処理簿)

第9条 苦情受理者は、別紙様式第2の苦情処理簿を備えて、処理の状況を記録しておかなければならない。

(報告)

第10条 訓令第9条第6項に規定する防衛大臣あての報告は、事案の処理が終了したとき、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

- (1) 申立人の所属、階級（職務の級）、氏名及び生年月日
- (2) 最初の苦情の内容及び処理結果
- (3) 再度の苦情の内容及び処理結果

2 苦情受理者は、その処理の結果を毎年3月末日及び9月末日現在で別紙様式第3により海上幕僚長に報告するものとする。

(書類の保管)

第11条 苦情処理に関する書類は、苦情受理者が一括保管するものとし、苦情処理簿は、30年間保存、その他の書類は5年間保存する。

附 則

この達は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則〔防衛庁職員給与法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係海上自衛隊達の整理に関する達の附則抄〕

- 1 この達は、昭和60年12月21日から施行する。ただし、第10条の改正規定中一般職の職員の給与に関する法律の題名を改める規定は、昭和61年1月1日から施行する。
- 2 この達（前項ただし書の改正規定を除く。）による改正後の各海上自衛隊達の規定は、昭和60年7月1日から適用する。

附 則〔防衛省移行に伴う関係自衛隊達等の整理に関する達の附則〕

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則〔海上自衛隊史取扱規則等の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成20年4月30日から施行する。

附 則〔防衛省行政文書管理規則の制定に伴う関係海上自衛隊達の一部を改正する達の附則〕

この達は、平成23年4月1日から施行する。



陸上自衛隊達第121-1号

苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号）第13条の規定に基づき、陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達を次のように定める。

昭和38年7月27日

陸上幕僚長 陸将 大森 寛

改正 昭和41年 4月22日達第32-13号  
昭和57年 4月30日達第122-119号  
昭和63年11月 2日達第121-1-1号  
平成 元年 2月10日達第122-127号  
平成 5年10月14日達第121-1-2号  
平成11年 3月25日達第122-152号  
平成19年 1月 9日達第122-215号  
平成19年 3月27日達第121-1-3号  
平成20年 7月23日達第122-228号  
平成21年 2月 3日達第122-230号  
平成23年 4月 1日達第32-19号  
平成27年10月 1日達第122-275号  
平成30年 3月13日達第121-1-4号  
平成31年 4月19日達第122-302号

### 陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達

（苦情の処理の事務を担当する者）

第1条 苦情の処理に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第76号。以下「訓令」という。）第3条第1項の「その指定する部内の職員」並びに第7条、第8条及び第9条の事務を担当する者は、陸上幕僚監部、陸上総隊司令部、方面総監部、師団司令部及び旅団司令部においては監察官、その他の部隊等においては第1係主任又はこれに準ずる職務を行う者をもって充てることを例とする。

（苦情申立書）

第2条 訓令第3条第1項の書面による苦情の申立て及び同条第3項の口頭に

よる申立てを受けた者が申立ての内容を記述するのに使用する苦情申立書の様式は別紙第1のとおりとし、部隊等の長は苦情申立書の用紙を隊員の利用しやすいところに備え付けなければならない。

(苦情処理通知書)

第3条 苦情申立人に対する処理結果の通知書の様式は、別紙第2のとおりとする。

(苦情受理者)

第4条 訓令別表の規定に基づき、別紙第3の部隊等に勤務する者について、それぞれ同別紙に掲げる者を苦情受理者とする。

(苦情受理簿)

第5条 苦情受理者は、苦情受理簿(別紙第4)を備え付け、苦情の受理及びその処理の状況を明らかにするものとする。

(関係書類の取扱い)

第6条 苦情の処理に関する帳簿、書類等は、取扱いに十分注意しなければならない。

2 苦情受理簿、苦情申立書、苦情処理通知書その他の関係書類は5年間保存するものとする。

#### 附 則

- 1 この達は、昭和38年8月15日から施行する。
- 2 監察隊の行なう苦情の処理に関する達(陸上自衛隊達第70-3号)は廃止する。
- 3 陸上自衛隊服務細則(陸上自衛隊達第24-5号)第101条中「監察隊の行なう苦情の処理に関する達(陸上自衛隊達第70-3号)」を「陸上自衛隊の苦情の処理の細部取扱いに関する達(陸上自衛隊達第121-1号)」に改める。

附 則(昭和41年4月22日陸上自衛隊達第32-13号抄)

- 1 この達は、昭和41年7月1日から施行する。  
附 則(昭和57年4月30日陸上自衛隊達第122-119号)
- 1 この達は、昭和57年4月30日から施行する。
- 2 この達施行の際現に保有する公印は、新たに作成するまでそのまま使用することができる。
- 3 この達施行の際現に保有する旧様式の用紙類は、当分の間内容を修正して

使用することができる。

附 則（昭和63年11月2日陸上自衛隊達第121-1-1号）

この達は、昭和63年12月1日から施行する。

附 則（平成元年2月10日陸上自衛隊達第122-127号）

- 1 この達は、平成元年2月10日から施行し、同年1月8日から適用する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

附 則（平成5年10月14日陸上自衛隊達第121-1-2号）

この達は、平成6年1月1日から施行する。

附 則（平成11年3月25日陸上自衛隊達第122-152号）

この達は、平成11年3月29日から施行する。

附 則（平成19年1月9日陸上自衛隊達第122-215号）

この達は、平成19年1月9日から施行する。

附 則（平成19年3月27日陸上自衛隊達第121-1-3号）

この達は、平成19年3月28日から施行する。

附 則（平成20年7月23日陸上自衛隊達第122-228号）

この達は、平成20年7月23日から施行する。

附 則（平成21年2月3日陸上自衛隊達第122-230号）

この達は、平成21年2月3日から施行する。

附 則（平成23年4月1日陸上自衛隊達第32-19号抄）

この達は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成27年10月1日陸上自衛隊達第122-275号）

この達は、平成27年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月13日陸上自衛隊達第121-1-4号）

この達は、平成30年3月27日から施行する。

附 則（平成31年4月19日陸上自衛隊達第122-302号）

- 1 この達は、平成31年5月1日から施行する。
- 2 この達施行の際、現に保有する旧様式用の紙類は所要の修正を行い使用することができる。

別紙第1 (第2条関係)

※申立受理番号

苦 情 処 理 申 立 書

(苦情受理者)

職 名

階級・氏名

殿

申立 年 月 日

(苦情申立人)

所 属

階 級 ・ 氏 名

㊞

本人所在駐屯地名

申 立 事 項

申立人希望事項

備考：1 ※の申立受理番号は、苦情受理者が記入する。この場合、陸上自衛隊文書取扱規則（陸上自衛隊達第32—19号）第20条に定める部隊等の略号の後に「苦」と付し、年度番号及び受付番号を付する。

例：1 普連2中苦第5—3号

2 用紙は、A列4番とする。

別紙第2 (第3条関係)

年 月 日

(苦情申立人)

所 属  
階 級・氏 名 殿

(通知者)

職 名

階級・氏名

㊟

苦 情 処 理 通 知 書

令和 年 月 日付の貴殿申立ての苦情について、下記のとおり処理したので通知する。

記

備考：用紙は、A列4番とする。

## 別紙第3

部	署	苦情受理者
防衛大臣、陸上総隊司令官、方面総監、師団長、旅団長 及び団長直轄部隊のうち3佐を長とする部隊		当該部隊長
学校長に隷属する部隊のうち3佐を長とする部隊		当該部隊長

別紙第4 (第5条関連)

苦 情 受 理 簿

部隊等名

受理 番号	受 理 年月日	件 名	申立人所 属階級・	処 置	処理の概要	申立人へ の通知年	備 考
////		////////	////////	////////	////////	////////	////////

- 備考：1 処置欄には、調査委員会の構成、調査経過、処理権限者への通知等の概要を記載する。
- 2 処理の概要欄には、棄却その他処理の内容を記載する。
- 3 再度の申立ては、別葉とする。
- 4 用紙は、A列4番横とする。



陳 述 書

福岡地方裁判所第2民事部合議B係 御中

平成29年 月 日

住所

氏名

防衛大における指導の内容について、分かりにくい用語がありますので、以下のとおり説明します。

1 粗相ポイント制

居室が同室の1学年が粗相をしたとき、先輩がポイントを加算する制度です。

1学年の学生は、このポイントを精算するために、次のようなことをしなければなりません。食いしばき、罰ゲーム専用の風俗店での性行為撮影、一発芸、陰毛に火をつける「ファイヤー」、毛剃。なお、ファイヤーと毛剃については、別添写真参照

2 指令外出

先輩が考えた指令を遂行するために外出のことです。例えば、次のようなことをさせられます。風俗店での性行為、一般女性100名のアドレス確保、ナンパ、遠距離移動させて時間内に帰寮させること、お土産を持参させること、時間制限付きで都内の食べ歩きをさせること。

3 食いしばき

限界が来ても食べ物を食べさせたり、本来食べられない物を食べさせたりする行為です。例えば、次のようなことをさせられます。乾いたカップ麺を複数個時

間制限付きで食べることを、大盛りの食事を食べることを、カルピスの原液や七味唐辛子、ラー油を一気飲みすること、就寝時間後に鍋の残飯を食べること、靴墨などの異物が混入した食事を食べることを、賞味期限が1年経過しているものを食べることを、飲食店をはしごすること、ジャムを20個食べさせること。

#### 4 反省文提出

反省文を原稿用紙100枚に書かせたり、無限に提出させたりすることです。また、ノート1冊全部に「ごめんなさい」と書かせたり、小学1年生の漢字の書き取りをさせたりすることもあります。

#### 5 名札縫い

固い生地 of 制服に、名札を1ミリメートル感覚でまっすぐにかがり縫いをさせることです。どんなにきれいにできていても、難癖をつけられて破り取られてしまいます。この作業をさせられるのは消灯後であることが多く、1学年の学生は、毛布をかぶって携帯電話の明かりを頼りにかがり縫いをするため、針で怪我をする人が多いです。

#### 6 「学生必携」の書き写し

約250頁ある学生必携の一字一句書き写しを期限付きでさせるものです。試験前や休暇前によくさせられます。

#### 7 空気椅子

両手を前方に地面と水平に上げたまま、両膝を直角に折って、椅子があるかのような姿勢を保つことです。これは、通常10分から20分ほど続きます。時間が経って身体が震えだすと、先輩から罵声が飛び、蹴りなどが入ります。

#### 8 ハイパー腕立て伏せ

回数に終わりのない腕立て伏せをいいます。目標回数を言われても、小数点まで入れて回数を無限に数えることもありました。

#### 9 ヘルウィーク

服務違反などを起こすと集中的に指導が行われます。この期間を地獄（ヘル）

であると感じることから、ヘルウィークと呼ばれます。服務違反から1週間から1か月、あるいは、服務違反をした学生が辞めるまで、続きます。

#### 1 0 飛ばし・台風（タイフーン）

週番などが、整理不備を理由に再度整理させるため、机やベッド、タンスを荒らすことをいいます。この様子が、台風が通り過ぎたかのようなので、このように呼ばれます。実際に整理がされているかどうかに関係なくされるので、嫌がらせが目的です。飛ばしなどがなされる時期は決まっていますが、先輩から目をつけられると、時期に関係なく何度もされます。このとき、私物を触られて紛失することもあります。

#### 1 1 外禁（外出禁止）

休日に学校の外に出るのを禁止され、奉仕活動をさせられることをいいます。平日が学校の外に出ることができないので、休日に外出を禁止されるとストレスがたまります。

#### 1 2 入室要領

自室以外の部屋に入室するときに、決められている一連の動作のやり直しを命じられることです。ノックの回数や目線、声、動作などを理由に、自室からのやり直しを何度も命じられます。

#### 1 3 部屋解雇

自室が自室でなくなることを意味し、自室に入室するときも「入室要領」を行う必要があります。自室に入室するときも手間がかかりますし、作業が進まなくなりますので、精神的にきついです。

#### 1 4 清掃解雇

防衛大では、1学年の学生が朝と晩の清掃作業を行います。ですが、清掃解雇させられた学生は、横で直立するのみで何もさせてもらえません。その分、1学年の他の学生の負担が増すことから、同期の反感を買って孤立することになります。先輩に清掃作業をさせてもらえるようお願いするために、先輩の部屋に行く

ときも、「入室要領」で指導を受けます。

#### 1 5 呼び出し

注意を受けるとき、先輩の部屋に行って、ノックを4回、失礼しますと言い、音を立てずにドアを閉め、回れ右をするなど「入室要領」を何回もさせられて、ようやく注意を受けることをいいます。1学年の学生は、校外でも制服を着なければならないため、校外の行動でも先輩から注意を受けることになり、休日でも気が抜けません。

#### 1 6 消灯後の呼び出し

防衛大では午後10時30分に消灯されますが、消灯後別室の呼び出しを受けることをいいます。課業などがいないため、ひどいときは朝まで自室に帰してもらえなかったり、退校届を出すまで自室に帰してもらえなかったりします。睡眠時間が削られるため、課業に支障がでます。複数の先輩からの呼び出しがたまることもよくあって、精神的に追い込まれます。

#### 1 7 物品・「テンキー」の取り上げ

防衛大では、現金や身分証を「テンキー」(パスワードを入力して開ける移動可能なロッカー)に保管しています。これにはパスワードを入力するためのテンキーがあり、「テンキー」と呼ばれるのですが、先輩が「テンキー」が自分の部屋へ持って行ってしまい取り上げられ、使えなくなることをいいます。「テンキー」が使えないと必要なものを取り出せなくなるので、困りますし、精神的に追い込まれます。

#### 1 8 お礼参り・卒リン

卒業式の前の日の夜に、在校生が、恨みを持っている卒業生に仕返し(リンチ)をすることをいいます。例えば、寝ている卒業生をベッドに縛り付けての行為など、仕返しされた卒業生が恥ずかしくて公にできないようなものに人気があります。

#### 1 9 勤労感謝の日

上級生が、普段清掃している1学年に代わって掃除をすることをいいます。しかし、掃除といっても、廊下を泡だらけにしたり、トイレを汚したりするので、かえって1学年の学生が掃除をしなければならないなど、逆に1年生に負荷をかけることが目的です。また、このときに、異物が混じった飲み物を出されて、無理やり飲まされることもあります。異常なマッサージを受けることもあります。

## 20 指令

セクハラ行為やパワハラ行為をするよう命じられることです。例えば、性器に、冷感スプレーをかけられたり、掃除機をあてられたりします。また、全裸で腕立て伏せをしたり、この様子を写真に撮ってSNSに投稿したりもします。また、パンツ1枚で行進練習をさせたり、携帯を破壊されたり、雪が降っているときに指令外出されたり、1学年の学生に命令して、他の先輩に暴力を振るわせて、反撃されるのを見て楽しむこともあります。

## 21 暴行

例えば、殴ったり、蹴られたり、エアガンを使われたり、髪を切られたりします。そのほか、ごみ箱に頭を突っ込まれたり、複数で1人を囲み短靴を投げつける、熱湯を霧吹きでかける、バットで叩く、トンカチで叩く、ポットから直接熱湯を口に入れる

## 22 暴言

人格を否定するような発言をすることをいいます。例えば、「死ね」「辞めてくれ」「屑」などと言われます。家族に対する侮辱的な発言を言われることもあります。

以上